

2026年7月30日

各 位

会 社 名 株式会社日本M&Aセンター
ホールディングス
代表者役職名 代表取締役社長 三宅 卓
(コード番号：2127 東証プライム)
問い合わせ先 取締役副社長 檜木 孝麿
T E L 03-5220-5451

役員向けの株式報酬及び従業員向けのインセンティブプランとしての

自己株処分に関するお知らせ

当社は、2026年7月30日開催の取締役会において、役員向けの株式報酬及び従業員向けの株式インセンティブとしての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の要領

(1) 処分期日	2026年8月17日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 3,577,200株
(3) 処分価額	1株につき696.5円
(4) 処分総額	2,491,519,800円
(5) 処分予定先	・日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口) 588,500株 ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口) 2,988,700株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社取締役（監査等委員、社外取締役及び国内非居住者を除きます。以下同じ。）及び当社子会社（以下、当社と併せて「対象会社」といいます。）の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除き、当社取締役と併せて「対象取締役」といいます。）に対して対象取締役の報酬と株式価値との連動性を明確にし、対象取締役が株価の変動によるリターンとリスクを当社株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上への意欲を高めることを目的として、2026年4月30日開催の取締役会で役員報酬BIP信託（以下、「BIP信託」といいます。）の導入を決議し、同年6月25日開催の第35回定時株主総会にてBIP信託導入に関する議案の承認を受けております。

また、当社は、対象会社の従業員（以下、「対象従業員」といいます。）に対して当社グループへの帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、2026年4月30日開催の取締役会で株式付与ESOP信託（以下、「ESOP信託」といい、BIP信託と併せた総称を以下、「本制度」といいます。）の導

入を決議しております。

本制度の概要については、2026年4月30日付で開示いたしました「取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び「従業員に対する株式インセンティブの導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度の導入に当たって、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬BIP信託契約及び株式付与ESOP信託契約（2契約を総称して以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に対象取締役及び対象従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 336,934,800 株に対し 1.06%（小数点第3位を四捨五入、2026年3月31日現在の総議決権個数 3,170,573 個に対する割合 1.13%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い対象取締役及び対象従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

本信託契約の概要

	役員報酬BIP信託	株式付与ESOP信託
信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
信託の目的	対象取締役に対するインセンティブの付与	対象従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社	
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	
受益者	対象取締役のうち受益者要件を充足する者	対象従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者	
信託契約日	2026年8月12日（予定）	
信託の期間	2026年8月12日～2033年8月末日（予定）	2026年8月12日～2034年5月末日（予定）
制度開始日	2026年8月12日（予定）	
議決権行使	行使しないものとします。	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日(2026年7月29日)の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である 696.5 円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

以 上